

議案第110号

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和2年11月25日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年備前市条例第
53号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130.0」を「100分の125.0」に、「100分の170.0」を「100分の165.0」
に改める。

第2条 備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改
正する。

第8条第2項中「100分の125.0」を「100分の127.5」に、「100分の165.0」を「100分の167.5」
に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

議案第110号参考資料

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第20条、第20条の2及び第21条の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第20条中「職員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「<u>職にある職員</u>及び特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125.0</u>」とあるのは「<u>100分の165.0</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第20条、第20条の2及び第21条の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第20条中「職員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「<u>職にある職員</u>及び特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の130.0</u>」とあるのは「<u>100分の170.0</u>」とする。</p>

備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第20条、第20条の2及び第21条の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第20条中「職員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第20条、第20条の2及び第21条の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第20条中「職員」とあるのは、「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給</p>

<p>与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及び び特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあ るのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>与条例第20条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員及 び特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125.0</u>」とあ るのは「<u>100分の165.0</u>」とする。</p>
--	---